

平成 26 年度第 3 回白井市障害者計画等策定委員会 会議要録

1. **開催日時** 平成 26 年 9 月 8 日（月） 午後 2 時から 3 時 30 分まで
2. **開催場所** 市役所 4 階 会議室 2
3. **出席者** 竹原委員、林委員、吉田委員、吉武委員、高柳委員、亀山委員、上野委員、黒澤委員、松本委員、鶴岡委員、福岡委員、中村委員、堀切委員、梨本委員、宮沢委員
4. **欠席者** 0 名
5. **事務局** 小松課長、岡本副主幹
6. **傍聴者** 0 名
7. **議 題**
 - ①第 2 回 策定委員会 会議要録について (公開)
 - ②第 4 期障害福祉計画に係る国の指針に基づく方向性について (公開)
 - ③計画策定に向けたヒアリング調査について (公開)
 - ④その他 (公開)

8. 議 事

◇開 会

◇事務局からの報告事項

- ・配付資料の確認、当日、障害当事者をサポートする「補助者」が出席している旨の報告等。

◇第 2 回白井市障害者計画等策定委員会

1 委員長あいさつ

- ・竹原委員長によるあいさつ。〔大要〕 3 回目ということでお忙しいなかお集まりいただきありがとうございます。計画策定には 3 つのゴールがあるといわれています。1 つ目は裏付けのある数値で具体的なものを作っていくこと、2 つ目は計画を作る過程を大事にするということ、3 つ目はリレイションシップゴールともいわれていますが、この計画をつくっていくなかでいろいろな方との関係が広がっていき、今までほとんど関係のなかった方も計画の中に盛り込み福祉でまちづくりをする、そのようなゴールがあるといわれています。今日もぜひ皆さま方の積極的なご意見をおうかがいできればと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

2 議題

(1) 第 2 回策定委員会 会議要録について

事務局 (事前の開催通知で) 告知されていた 5 日 (金) までに、補筆・訂正等に関する委員からの連絡は無かった旨を報告。

委員長 事務局から説明があった第 2 回策定委員会の会議要録についての何かご意見

などありましたら、この場でお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員 3ページの中ほどに「委員として事務局案を受け入れたいと思います」という表現があります。この趣旨は、事務局が調査対象を手帳保持者に限るとしたことについて、私が調査対象者を拡大すべきだと申し上げ、それに対して事務局より「諸々の理由で手帳保持者に限定したい」との回答があったというなかで、その回答を受け入れるということであり、このままだと事務局案を全て受け入れるということになってしまいますので、訂正をお願いします。

事務局 委員のご指摘のとおり修正をしていきたいと思えます。

委員長 その他にご意見ありますか。もし無いようでしたらこの内容で情報公開するよう進めていきたいと思えます。

委員 (承認)

委員長 ありがとうございます。それでは以上で議題1を終了させていただきます。続きまして議題2「第4期障害福祉計画に係る国の指針に基づく方向性について」を議題にさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

(2) 第4期障害福祉計画にかかる国の指針に基づく方向性について

- ・事務局による資料の説明。(企画課長通知(基本的な指針の一部改正、市町村福祉計画の策定に関する事項))

委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、各委員から質問や確認事項やご意見がありましたらいただきたいと思えます。

委員 3点あります。1点目は地域生活支援拠点とはどのようなものをイメージしているものなのか、既に地域活動支援センターがありますが、これと同じものなのかそれとも全く別のものなのか、また、別のものだとすれば、高齢者の地域包括支援センターがあるが、あのようなものを障害者の方のためにつくりなさいということをしているのかということです。現在考えるイメージでいいので説明をお願いします。

事務局 1点目の地域生活支援拠点の整備ということについてどういったイメージなのかというご質問ですが、指針を見ますと居住支援機能と地域支援機能を一体的なかたちで整備していくようなイメージがあるようです。具体的に言うとグループホーム等の入居支援機能を持ったものと、いわゆる地域支援機能、相談支援機能が一体となった事業所なのかと思われませんが、ただイメージとしては地域においてそれぞれの機能を分担する整備型もあるという説明もあるので、1つの建物の中にグループホームと地域支援がなくてはいけないということではなく、今ある施設の入居支援と地域支援機能がうまく連絡ができれば、入所から地域支援の移行が進むのではないかと指針には書かれています。新たに地域生活支援拠点を作るということだけではなく、既存の居住支援機能と地域支援機能を融合させるような方法があれば、そのようなかたちでも対応できると思っています。もう1

つ、今ある地域生活支援の事業所と別なのかというご質問ですが、今ある地域生活支援の相談支援機能をうまく活用していれば、新たに地域生活支援拠点を設ける方向でなくても大丈夫なのではないかということです。1つ目と2つ目の質問合わせての回答になります。

委員 今年から生活訓練の第2ぽけつをオープンしました。私達は精神では病院から出てきた方達がグループホームに入り自立訓練を受けるという実態をふまえて、グループホームと同じ敷地内にしたほうがいいと思ったのですが、県は複合的なものは駄目だというので生活訓練だけにしました。ですが、また一転した解釈になり、それはいいのかどうか。私達にしてみたら同じ敷地内に建てられたのに…という気持ちがないわけではありません。このように国や県の方針コロコロ変わるものなのでしょうか。

事務局 当時の判断と今回の国から出た指針が違うとのご指摘ですが、それは今後県とも確認しながら進めさせていただきたいと思います。今回の私の説明が全て合っているとは言えませんので、確認するお時間をいただければと思います。

委員 事業所側からしたら機能は集約したほうがいいと思っています。今ある事業所の中に複合する事も可能ですので、そこはきちんと確認をしていただければと思います。効率よく整備していきたいと考えていますので、市も方針をはっきりして下さい。

事務局 これから計画策定をしていくうえで十分調査等していきたいと思います。

委員長 では、次の委員よろしくをお願いします。

委員 地域生活支援拠点は、市が直営的にセンター機能を持ったものをつくろうというのではなく民間の事業所に委託する方向が強いようにみえたが、そのような理解でよろしいのでしょうか。

事務局 現状としては市直営でセンター機能を有したものを運営していくのは難しいと思われまますので、事業所さんのお力をお借りしたく思っていますが、その上でどのような方向があるのかについてはこれから計画策定をしていくなかで十分検討していきたいと思います。

委員 2点目についてですが、例えば保育園ですと待機児童数ということでニーズを把握していますが、障害者の方達の具体的な数字を出すにあたりどのようにニーズを把握していくのか、つまりニーズの把握の仕方についてこれまでの方法とこれからの26年度から3年間、どのように数字を出すのかお聞きしたい。

事務局 個々具体的に「このサービスが少ない」や「サービスを希望したが受けられなかった」ということをうまく吸い上げる方法が確立されていないというのが現状です。これから検討していかなければならないと思います。計画の中では給付の見込み量や見込み量の確保のための方策というかたちで進めていきますが、団体や個人の利用者の方から要望があった時点で個々に対応してきたというのが現状です。効率的な把握の方法があればお示しいただき検討したいと考えて

おります。

委員 3点目は、障害者の方が実際にどのくらいいるのか、手帳を持っておらず通院だけしている方もいるので難しいとは思いますが、これをどのように計画の中に入れていくのか。

事務局 手帳を持っていない方のニーズの把握は難しい状況です。保健所でどこまで把握できるのかという点もわかっていないので、関係機関と連絡を取りながら実態に則したものができればと考えています。

委員 先ほど地域生活支援拠点の整備の話ですが、実際のやり方としては既存のグループホームなどに他の機能を付加するように整備するのが1つ。2つ目は初めから多機能型で整備する。3つ目は複数の機関で機能を分担し合った拠点にする。この3つのパターンがありますが、既存の施設に他の機能を付加するように整備するというものが1番現実的かなと思います。既存の施設にも強い点弱い点はあると思いますが、どのように選択するのか国の方針をきちんとしていく必要があると思います。

委員 それについては、今までも多機能というのはありましたが、日中の多機能は可能でも、日中と支援と居住という複合は認められなかったのです。この3つの機能を織り交ぜての集約になるのかについて、国の方針や補助金の問題もあると思うが、市としてどう考えているのかをはっきりしてもらいたい。

事務局 この場ですぐお答えが出ないのですが、先ほど委員がおっしゃったようにそれぞれ選択肢はあると思います。どういう方法でやっていくのか情報収集も含めて、計画策定に入っていくまでに市の方針をまとめ、委員の方に示したいと思っています。

委員長 地域支援拠点についての整備方法や市としての考え方は、委員の方の意見を踏まえて計画の中に具体的におとしていくという作業を進めていくという事でしょうか。

事務局 そうしていただきたいです。よろしくお願いいたします。

委員 補足ですが地域生活支援拠点事業ということで、これは1つの事業所の形態のことを言っていることではないと思います。現在、保健福祉圏域の中の中核支援センターで相談事業を24時間やっていますが、これをもう少し機能を拡大して拠点というようなかたちで表現しているのではないかと思っています。その延長の話で、市の施設のサービス形態として拠点を作るという考え方ではないと思います。

委員長 圏域の中での地域生活拠点なのか、市の中でのことなのかというのは整理をしていただくということですね。

委員 地域支援拠点の中身まではこの計画では落としこまないですよ？整備するという方針までは載せるが中身については…。

事務局 現在の段階では、どこまで詳しく障害福祉計画に載せていくかというところも

含めて検討していきます。

委員 補足ですが、先ほど委員がおっしゃっていたケアホームの複合というのは千葉県だけが駄目で、基本的に全国的にはOKです。千葉県は独自の条例があるので、この指針をどのように変えてくるのかがこれからの話になってくると思います。

委員長 他の委員の方々、ご質問やご意見ありますか。

委員 目標の実現はお金と関係がありますが、財源や配分のことについては指針で全く触れていないのですが。

事務局 障害福祉計画においてはサービスの提供量を見込むというかたちになるので、今までも作ってきましたし、4期計画もそうなると思います。現在は市の総合計画もこの2年間で見直し作業を行っている最中です。重要なものについては市の総合計画の実施計画に合わせて掲載させていただくこともあるかと思えます。もちろん実施計画には予算について詳細が載っていると思います。障害福祉計画で個々の予算についてを載せるということではなく、企画政策課と連絡を取り、市の実施計画でどのようなものが載せられるのか今後検討していければと思っていますが、障害福祉計画にうまく予算規模を盛り込むのは難しいと思います。

委員 それならば、逆に障害者計画の方に3年毎の、「福祉計画ではこうなっているけど、さらに詳しく言えばこうだ」という実施内容を書いていくようにしないといけないと思います。実際、書いたことが殆ど実現できていない、というのがいつもこういう計画の現実です。福祉課だけの問題ではなく、この委員会として必要だ、と確認して、例えば“付帯条件”などとして書いていただければと思います。

委員長 私は予算化のために計画をつくっていると思っています。介護保険事業計画がありますが、それは事業計画通りに予算が組まれています。それは保険料がそれによって決まってしまうからです。その裏付けが事業計画になるわけです。同じ「計画」でも財政の面で違いがあるとは思いますが、県や市が財政的に厳しいということを理解した上であっても、計画を策定するということは、それに基づいて予算が可能な限り措置される、それが前提で計画が作られるべきなのかなと思っています。計画ができればそれに近いかたちの予算を委員会としてはお願いしたいと思っています。

委員 ハード面も大事ですがソフト面（人材育成）をきちんとなしないと、目標値を立てても中身的に不安があります。人材育成も「付帯条件」とできるのでしょうか。

事務局 障害福祉計画でこういったサービスの量を確保しなければいけないということが今年度決まるので、それに向けた障害者計画にソフト・ハード両方を入れて計画を策定していくのは可能だと思います。

委員長 質の高いサービスをどのように確保していくのか、これからご検討いただければと思います。

委員 人材育成は県でやるように言われているが、市はどうか、私達がどう考えているのか、ということだと思います。

委員長 制度が少しずつ変わってきてメニューも増えてきたがこれがバラバラに提供されるのではなく、1つ1つがつながりトータル的に利用者を支えていくことがいいと思います。

委員 国の指針で、p 3に「訪問系サービスや日中活動系サービスで保障する」とあるが「保障」とはどういうことか。用意はしたので希望者はどうぞというのは「保障」とは言わない気がします。保障するというからには希望者があればもれなく何らかのかたちでサービスを受けられるように対応するという意味合いだと理解しています。

事務局 保障するというのはどういった内容なのかというとは、すぐにはお答えできないですが、なるべく希望に沿った計画が作っていかれたらと思っています。

委員長 ニーズと言っても、今の利用を単純に延ばせばいいというものではないと思います。計画を1つ1つ皆さんと相談しながらその中でご意見をいただけたらと思っています。今日のところは、指針に対する各委員のご意見や現時点での市の受け止め方を確認したということによろしいですか。

委員 (承認)

(3) 計画策定に向けたヒアリング調査

・事務局による資料の説明。(「計画策定に向けたヒアリング実施」「基礎調査票」)

委員長 ありがとうございます。事務局からの説明がありましたが、何かご質問やご意見ありますか。

委員 非常に残念です。できれば個別というかたちをとっていただきたいと思っています。障害の特性や課題、そして実際に支えている保護者などの状況も異なっています。忌憚なく発言ができるというのであればむしろ個別にさせていただいたほうがありがたい。事情があり難しいとは思いますが、できればストレートにこちらの抱えている問題を話せる場であることが望ましいです。

委員 障害者福祉長を6年やっていました。保護者の方とは毎日お会いしていましたがそこでは思っていることをこちらが聞かなくても話していましたので、やり方を変えないと正直な意見が出てこないということに驚いています。ヒアリングは障害の種別によって考え方が違うので考慮すべきです。意見・要望を広く取り上げるのは大歓迎です。私は前回のヒアリングの時に意見が出なかったからやり方を変えるのだと受け取っていますが、本当に率直な意見が出てこなかったのかと疑問です。施設は6団体よりもっとたくさんあると思うので、できればその施設の代表者が全員揃う機会を設けるべきだと思います。

事務局 前回のヒアリング調査の雰囲気や内容を前任者からどういったものか確認していない状況です。前回は踏まえて今回のやり方に変更したのではなく、4期計画をするうえでヒアリング調査を実施するにあたり、今回は懇話会のようなかたちでやっていければと考えました。委員から個別で…というお話ありましたが、希望があれば個別で対応させていただきます。懇話会を団体でやるのか個別でやるのかなど、各委員の方に確認できればと思っています。

委員 団体だけではなく各施設の方の意見を聞くということも大切だと思います。

事務局 関係者団体からのヒアリングということで答えてしまいましたが、事業者からお話を聞いたほうが良いというご意見だと思います。当然事業者団体からのお話を聞くのも大切だと思います。ですが全ての事業者から話を聞くのは難しい部分もありますので、皆さまからのご意見いただければと思っています。

委員長 他の団体の方で何かご意見いただければ助かります。

委員 6団体は無理では。代表者ではなくて視覚障害者何人かがいいです。視覚障害者でも感じていることや受けたサービスなどが違い、自分一人では代弁できないので言える場ができたらいいと思います。

委員長 団体ごとのほうが話しやすいということですか。

委員 色々な人がいると周りに気を遣って意見を言いそびれると思うので、できれば団体ごとのほうがいいです。

委員長 それ以外にいかがですか。

委員 皆さんで決めた方法でいいです。

委員 私は当然別々にやるものだと思っていました。自分達の問題を深いところまで話したいというのがあるのでできればそれぞれの団体に分けたほうがいいのではないかと思います。

委員 数人ではなくなるべく多くの親に参加してもらいたい。それぞれニーズがあるので。

委員（手話通訳者より） 私の場合は他の団体と一緒に話し合いたいと思います。

事務局 個別でやりたいということは個別で対応したいと思います。これは事務局の提案なので必ずこれでやるというものではありません。

委員 個別にされたほうがいいです。意見が錯綜した時に通訳も大変だと思います。

事務局 では個別にやらせていただきたいと思います。また委員の方にはご足労願いますが、その時はよろしくお願いします。

委員長 計画策定のニーズ把握するための懇話会は個別ということですが、色々な障害の方が連携を深めていくというような取り組みは計画策定以外でもされているんですね。そちらを強化していただくということをお願いいたしまして、スケジュールはこちらでよろしいですか。

事務局 10月ぐらいには行いたいと思っています。後でご説明をさせていただきますが、次回が11月10日なので、計画の素案でアンケートやヒアリングの調査結

果に基づいた素案を示して、ご意見をいただくようなかたちでお願いしたいと思っ
ているので、日程は10月の半ばぐらいでの設定をお願いします。

委員長 懇話会についてはよろしいですか。お忙しいとは思いますがよろしくお願
いします。以上で議題が終わりましたが、最後にご意見がありますか。なければ以
上で終了となりますので事務局の方へお返しいたします。

委員 (承認)

3 アンケート調査実施の結果

事務局によるアンケート調査実施の件の報告

・ 次回の日程

11月10(月) 保健福祉センター・2階研修室

◇ 閉 会

・ 閉会が宣言された。

・ 使用した資料

- ① 第2回策定委員会 会議要録
- ② 企画課長通知(基本的な指針の一部改正)
- ③ 市町村福祉計画の策定に関する事項
- ④ 計画策定に向けたヒアリング実施
- ⑤ 基礎調査票
- ⑥ (参考) 計画書項目案

以上